

三重県地域防犯力向上支援事業費補助金交付要領

(通 則)

第1条 三重県地域防犯力向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、県民の安全で安心なまちづくりを推進するため、「安全安心協議会」（以下「協議会」という。）が行う安全で安心なまちづくりに関する取組に要する経費に対し、予算の範囲内において「協議会」に交付するものとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(協議会の定義)

第2条 第1条に規定する「協議会」とは、市町および市町の境界における自治会、自主防犯団体等で構成され、地域が抱える課題の解決にむけて、市町の境界を越えた広域的な地区（「安全安心重点モデル地区」以下「モデル地区」という。）で活動を行なおうとする団体で、以下の要件をすべて満たす団体をいう。

ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動を行っている、または行おうとする団体であること。

イ 活動を行う地域の住民が複数名参加していること。

ウ モデル地区を所管する市町が参加していること。ただし、市町と自治会・自主防犯団体等の間で、必要な情報共有・連携が図られるなど、補助事業が適切かつ効果的に執行できると認められる場合は、この限りではない。

エ 安全安心重点モデル事業実施計画書により安全安心重点モデル事業[※]を行う団体として三重県に指定された団体であること。

オ 規約、代表者等を定めていること。

※詳細は別添 補助要件参照

(交付の対象及び補助率)

第3条 第1条に規定する事業の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助事業の内容、補助要件、対象経費等は、別添によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、この補助金の交付目的に合致しないと認められる経費は除くものとする。

4 補助率は対象経費の3分の1以内とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 協議会長は、補助金の交付の申請をしようとするときは、規則第3条の規定により、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、別に定める期日までとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、協議会長から交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 協議会長は、第3条による交付申請後において、補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をする場合においては、あらかじめ変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金額の変更をきたさない等、事業計画の軽微な変更についてはこの限りでない。なお、知事は、承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。
- 二 補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項については、この要領に定めるもののほか知事が認めるものとする。
- 三 協議会長は、補助事業を中止、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 四 協議会長は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は、その理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(決定の通知)

第7条 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書(様式第4号)により、協議会長に通知するものとする。

- 2 知事は、第6条第1項第1号の規定により交付決定の内容の変更を承認したときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件を記載した変更交付決定通知書(様式第5号)により、協議会長に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 協議会長は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、交付決定(変更交付決定)の通知を受けた日から15日以内であれば、申請の取り下げをすることができる。

(遂行状況の報告)

第9条 協議会長は、事業の遂行状況について知事の要求があった時は速やかに遂行状況報告書(様式第6号)を作成し、知事へ報告しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第10条 協議会長は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、協議会長から前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審

査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書（様式第8号）により、当該協議会長に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 協議会長は、次により補助金の一部、又は全部を請求しようとするときは、補助金請求書（様式第9号）により行うものとする。

- 一 補助金の交付決定を受けた後、知事が認めた範囲内で補助金の一部を請求するとき
- 二 補助金の額の確定通知を受けた後、補助金を請求するとき

（財産処分の制限）

第13条 規則第20条第1項ただし書きに規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第20条第1項第2号に規定する知事の指定する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円以上のものとする。
- 3 協議会長が規則第20条第1項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。
- 4 協議会長は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（単価50万円以上の財産）で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第14号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（書類の提出）

第14条 この要領に基づき知事に提出する書類は、三重県環境生活部くらし・交通安全課（くらし安全班担当）に提出するものとする。

（附 則）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金として適用する。
- 2 この改正は、平成29年8月1日から適用する。

別添

補助対象者	<p>安全安心協議会（市町、自治会、自主防犯団体等で構成される団体）</p> <p>※隣接する市町において、自治会、自主防犯団体等が市町の境界を越えて、広域で防犯、交通安全等の活動を行なうため、安全安心重点モデル地区を定めて活動をおこなう任意の団体</p>	
補助要件 （安全安心重点モデル事業）	<p>○市町の境界を越えて自治会・自主防犯団体等が「安全安心協議会」として広域で防犯対策等を行うこと。</p> <p>○複合的な犯罪抑止対策、交通安全対策等を行うこと。</p> <p>（安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラムに定める7つの重点テーマ（別紙参照）から自らの地域の課題とするテーマを原則2つ以上選択）</p> <p>○地域の防犯力を向上させるため、ソフト事業とハード事業を組み合わせた犯罪抑止対策、交通安全対策等を行うこと。</p> <p>（以上を「安全安心重点モデル事業」という。）</p>	
補助割合	県	対象経費の1/3以内（千円未満切り捨て）
	<p>安全安心協議会</p> <p>市町</p> <p>自治会</p> <p>自主防犯団体等</p>	<p>対象経費の2/3</p> <p>安全安心重点モデル地区を所管する市町・自治会・自主防犯団体等で負担</p>
補助対象事業	<p>①防犯力向上メニュー（ソフト事業）</p> <p>②防犯環境強化メニュー（ハード事業）</p> <p>①と②の2つのメニューからそれぞれ選択して、安全安心重点モデル地区が抱える課題の解決につなげる。</p> <p>詳細は下記参照。</p>	
補助金額	1,000,000円（1地区上限額）×2モデル地区分	
事業実施期間	1年間	
事業募集期間	<p>4月1日から募集を開始する。</p> <p>モデル地区指定申請の到着順に内容を審査し、指定する。（先着2モデル地区）</p>	
補助金申請締切	12月28日	

事業メニュー	補助対象経費
①防犯力向上メニュー （「ソフト事業」）	<ul style="list-style-type: none"> ◇安全安心協議会の開催に伴う会議室等の賃借料・資料作成に係る費用 ◇防犯ボランティア等によるパトロール活動の支援に係る費用 ◇交通安全運動の支援に係る費用 ◇各種講座の開催に係る費用 （防犯、特殊詐欺、交通安全、薬物防止等に係る啓発講座 等） ◇防犯アドバイザーの活用に係る費用 ◇広報啓発に係る費用 （安全安心協議会専用ホームページ作成、広報紙等作成、安全安心重点モデル地区表示看板製作、モデル事業に係るイベント等開催費用 等）
②防犯環境強化メニュー （「ハード事業」）	<ul style="list-style-type: none"> ◆防犯設備の普及に係る費用 （防犯カメラの設置、防犯カメラ付き防犯灯の設置、防犯カメラ付き自動販売機の設置、青色回転灯装備車のドライブレコーダー取付け、その他装備 等、ただし、防犯カメラ等の賃借料については初年度契約分） ◆交通安全のための環境整備に係る費用 （飛び出し注意人形看板作製費用等） ◆安全安心重点モデル地区内の危険箇所の改善に係る費用 （公園の不要物の撤去、落書き消し 等） ◆その他知事が必要と認める経費 <p>※事業の効果が広く安全安心重点モデル地区内に及ぶもの</p> <p>※モデル事業実施後も維持管理が可能なもの</p>
対象外とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ○安全安心協議会が実施主体となることができないもの （例 信号機の設置、公道の舗装等に関すること 等） ○個人及び特定の事業者の利益につながるもの ○食糧費 （講座の講師に係る経費以外のもの）
その他	<p>上記①と②のメニュー以外の事業については、「安全安心協議会」に諮り決定するものとする。</p>